

株式会社 オーネックス

確認検査業務約款

(責務)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び株式会社オーネックス（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款及び株式会社オーネックス確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 1 甲は乙への建築確認申請書及び添付図書について事実と相違ない事を記載しなければならない。
 - 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、契約書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行なわなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
 - 4 甲は、別に定める「確認審査及び検査手数料」に定められた額の手数料を、この契約がなされた日又は乙が指定する日（以下「契約日」という。）までに支払わなければならない。
 - 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において引受契約を行なった建築物、建築設備又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施行方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 6 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所要の図書等を提出するなどの説明等の追加又は訂正等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、遅滞なくかつ正確に行なわなければならない。検査申請における追加説明書の提出の求めについても同様とする。
 - 7 甲は、乙が確認検査業務を行なう際に、申請に係る建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行なうことができるように協力しなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 確認業務

① 消防同意及び構造計算適合性判定を除く審査期日

構造計算適合性判定が必要なものについては、35日以内（業務規程に規定する休日は含まない。以下本条において同じ。）その他のものについては、21日以内とする。

② 消防同意

建築基準法第93条第1項に規定する消防長等の同意を必要とする対象建築物等は、①の審査終了後に当該消防長等に同意依頼を行なう。

③ 構造計算適合性判定

構造計算適合性判定を要する対象建築物等は、①の審査終了後に構造計算適合性判定を依頼する。建築基準法6条の2第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、通知書に記載された期間まで判定期日を延長する。確認審査期日は、上記②の同意のあった日から7日以内又は③の判定通知の交付日から10日以内のいずれか遅い日とする。なお、適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から追加説明の提出を受けた日までの日数は、審査期日に含まない。

(2) 中間検査業務

中間検査引受承諾書に定める特定工程工事終了年月日または受理日のいずれか遅い日から4日以内とする。

(3) 完了検査業務

完了検査引受承諾書に定める工事完了年月日または受理日のいずれか遅い日から7日以内とする。

- 2 乙は、甲が前条第5項から第8項までに定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。
- 3 前条第7項の申請図書の追加資料の提出を求めた場合、追加資料の提出日より再度業務期日を数えなおす。

(確認審査中の計画変更)

- 第3条 甲は、確認済証の交付前までに計画を変更しようとする場合は、速やかに計画に係る確認審査の申請を取り下げ、別件として改めて確認審査を申請しなければならない。
- 2 甲の都合により確認済証の交付前又は検査前に申請を取り下げる場合は、甲は、その旨を記載した取り下げ届けを乙に提出しなければならない。
 - 3 前項の取り下げがなされた場合、次条第2項の契約解除があったものとみなす。また、取り下げる申請関係書類は、甲に返却するものとする。

(甲の解除権)

- 第4条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合。
 - 2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害についてその賠償の責めに任じないものとする。
 - 4 第1項の契約解除の場合前項に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第5条 乙は次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が正当な理由なく、第1条第4項に掲げる手数料を契約日までに支払わない場合。
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
 - 2 前項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、又当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。さらに、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(計画の特定行政庁等への通知)

- 第6条 乙はこの契約を締結した後、対象建築物等の計画概要を建築場所の特定行政庁へ通知する。
- 2 乙はこの契約を締結した後、対象建築物等の計画概要を建築場所の市町村(特定行政庁を除く)へ通知する。
 - 3 前2項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(秘密保持)

- 第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

- 第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。